現 行	改正案
Ⅱ 銀行監督上の評価項目	Ⅱ 銀行監督上の評価項目
Ⅱ-5 地域密着型金融の推進	Ⅱ - 5 地域密着型金融の推進
Ⅱ-5-2 基本的考え方(地域密着型金融の目指すべき方向)	Ⅱ-5-2 基本的考え方(地域密着型金融の目指すべき方向)
Ⅱ-5-2-1 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮	Ⅱ-5-2-1 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮
(中略)	(中略)
(2) 最適なソリューションの提案 顧客企業の経営目標の実現や経営課題の解決に向けて、顧客企業のライフステージ等を適切かつ慎重に見極めた上で、当該ライフステージ等に応じて適時に最適なソリューションを提案する。その際、必要に応じて、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携するとともに、国や地方公共団体の中小企業支援施策を活用する。 特に、顧客企業が事業再生、業種転換、事業承継、廃業等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、当該支援の実効性を高める観点から、外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用する。 なお、ソリューションの提案にあたっては、認定経営革新等支援機関(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 17 条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)との連携を図ることも有効である。(以下略)	(2)最適なソリューションの提案  顧客企業の経営目標の実現や経営課題の解決に向けて、顧客企業のライフステージ等を適切かつ慎重に見極めた上で、当該ライフステージ等に応じて適時に最適なソリューションを提案する。その際、必要に応じて、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携するとともに、国や地方公共団体の中小企業支援施策を活用する。 特に、顧客企業が事業再生、業種転換、事業承継、廃業等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、当該支援の実効性を高める観点から、外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用する。 なお、ソリューションの提案にあたっては、認定経営革新等支援機関(中小企業等経営強化法第21条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)との連携を図ることも有効である。 (以下略)